

令和 2 年 3 月 30 日  
日野市総務部職員課

### 職員の懲戒処分等について

日野市長は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

## I 日野市元副市長の日野市立病院と川辺堀之内土地区画整理組合の兼業による二重報酬受取及び日野市立病院のハラスメントの原因究明を受けて行った処分等

### 1 元市立病院臨時職員(日野市元副市長)の兼業による二重報酬受取事故

#### (1)懲戒処分の内容等

##### ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
元市立病院臨時職員	78	男	停職6ヶ月相当

##### イ 管理監督責任

	職層	年齢	性別	内容
1	元市立病院院長	77	男	戒告相当
2	市立病院院長	60	男	減給10分の1・3ヶ月
3	元市立病院事務長	63	男	訓告相当
4	元市立病院事務長	62	男	訓告相当
5	市立病院事務長	57	男	訓告
6	元まちづくり部長	62	男	文書による厳重注意相当
7	元まちづくり部長	65	男	文書による厳重注意相当
8	元まちづくり部長	64	男	文書による厳重注意相当
9	まちづくり部長	53	男	文書による厳重注意

※注1 すでに退職した職員については、処分又は措置「相当」としている。

※注2 元市立病院院長及び市立病院院長については、後述の「2 日野市立

病院診療技術部ハラスメント事故」の管理監督責任と併せ、上記の処分又は処分相当としている。

※注3 停職相当とした者に対しては、停職期間分の基本賃金額について、自主返納を求める。

## (2) 事故の概要

事故者は、平成24年4月から平成31年3月までの間、日野市立病院臨時職員として任用されながら、許可なく川辺堀之内土地区画整理組合の職を兼ね、報酬を受け取っていた。また、市立病院臨時職員としての勤務時間中に、上記組合の事務に従事し、2重に報酬を受け取っていた。

## 2 日野市立病院診療技術部ハラスメント事故

### (1) 懲戒処分の内容等

#### ア 事故者

平成30年10月26日付けにて懲戒処分(免職)を行っている。

#### イ 管理監督責任

	職層	年齢	性別	内容
1	元市立病院院長	77	男	※上記「1(1)イ, 表の1」に記載(同一人物)
2	市立病院院長	60	男	※上記「1(1)イ, 表の2」に記載(同一人物)
3	市立病院副院長	56	男	訓告
4	市立病院診療技術部長	62	男	文書による嚴重注意

※注 元市立病院院長及び市立病院院長については、上記の「1 元市立病院臨時職員(日野市元副市長)の兼業による二重報酬受取事故」の管理監督責任と併せ、上記1の表に示した処分又は処分相当としている。

## (2) 事故の概要

事故者は、平成27年頃から平成30年9月頃までの間において、勤務時間中に職場内において、他の職員の体を触るなどのセクシュアル・ハラスメント行為を繰り返し、また、平成22年4月頃から平成30年9月頃までの間において、パワー・ハラスメント行為を複数の職員を対象に反復継続的に行っていた。

## II その他職員の非違行為に対する処分等

### 1 市民部職員の欠勤事故

#### (1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
事務職員	51	男	免職

#### (2) 事故の概要

事故者は、令和元年9月～令和2年2月の間に正当な理由なく84日間に渡って欠勤した。この間、再三に渡って注意・指導、警告書の交付、医療機関への受診勧奨を行ったがこれに従わず欠勤を繰り返した。

なお、事故者は同様の行為(欠勤)等を理由として、平成30年12月に懲戒処分(減給10分の1・12ヶ月)を受けている。

### 2 環境共生部職員の通勤手当不適正受給事故

#### (1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

	職層	年齢	性別	内容
1	臨時職員	70	男	戒告
2	臨時職員	58	男	戒告

イ 管理監督責任

職層	年齢	性別	内容
課長	54	女	文書による厳重注意

#### (2) 事故の概要

事故者は、平成31年1月又は同年4月から、令和元年9月までの間、通勤方法の変更手続を怠り、結果として通勤手当を不適正に受給した。

なお、事故者が不適正に受給した通勤手当は、返納を求める。

### 3 市民部職員(事故当時健康福祉部職員)の服務規律違反事故

#### (1)懲戒処分の内容等

##### ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
係長	58	女	減給10分の1・3ヶ月

##### イ 管理監督責任

職層	年齢	性別	内容
課長(当時)	57	男	訓告

#### (2)事故の概要

事故者は、平成29年4月から平成30年9月までの間に事業者から受けた申請書類9件について、令和元年12月までの間、処理を行わず、放置していた。また、これら申請書類を許可なく職場外へ持ち出し、自家用車内で保管していた。

#### 6 発令年月日

令和2年3月30日

以上